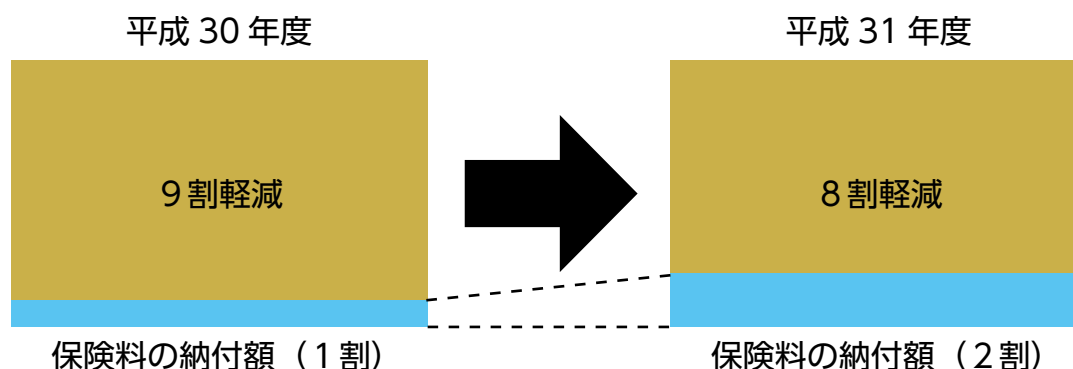


後期高齢者医療保険料が変更になります

照 会 市民課国保年金係 ☎0537⑤1171

昨年度、後期高齢者医療保険料の均等割が9割軽減となっていた人は、本年度から8割軽減に変わります。低所得者への介護保険料の負担軽減が強化され、10月から年金生活者支援給付金制度も始まる予定です。



国の税制改正に伴い、国民健康保険税も変更となります

照 会 市民課国保年金係 ☎0537⑤1171

■国民健康保険税の課税限度額を見直します

国の税制改正により、国民健康保険税の医療給付費分の課税限度額が引き上げられます。

課税限度額			
区分	改定前	改定後	増減
医療給付費分	54万円	58万円	4万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円	—
介護納付金分	16万円	16万円	—
課税限度額合計	89万円	93万円	4万円

■軽減対象世帯を拡大するため軽減判定所得基準額を見直します

世帯主と国保被保険者、特定同一世帯所属者(※)の前年総所得金額などの合計が、下記金額以下の世帯は、国民健康保険税の均等割と平等割が定められた割合で軽減されます。

▶均等割…国保被保険者数×均等割額

▶平等割…1世帯に対する金額

軽減措置改定			
区分	改定前	改定後	改定箇所
5 割	33万円 + 27.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	33万円 + 28万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	27.5万円→28万円
2 割	33万円 + 50万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	33万円 + 51万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	50万円→51万円

※特定同一世帯所属者…国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人